

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改 定 理 由
<h3 style="margin: 0;">第1章 総 則</h3> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 適 用</p> <p>1. 適用工事</p> <p>農業土木工事仕様書（以下「工事仕様書」という。）は、北海道開発局が発注するほ場整備工事、農用地造成工事、<u>舗装工事・道路改良工事</u>、水路トンネル工事、水路工事、<u>排水路工事・河川工事</u>、管水路工事、畑かん施設工事、その他土木工事、コンクリートダム工事、フィルダム工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>22. 連絡</p> <p>連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。</p> <p>なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>26. 書面</p> <p>書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた<u>ものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したもの</u>も有効とする。</p> <p><u>37. 段階確認</u></p> <p><u>段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。</u></p> <p><u>38. 技術検査</u></p> <p><u>技術検査とは、地方整備局工事技術検査要領（国土交通事務次官通達平成18年3月31日改正）に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。</u></p> <p><u>39. 工事検査</u></p> <p><u>40. 検査職員</u></p> <p><u>41. 同等以上の品質</u></p> <p><u>42. 工期</u></p> <p><u>43. 工事開始日</u></p> <p><u>44. 工事着手日</u></p> <p><u>45. 準備期間</u></p> <p><u>46. 工事</u></p> <p><u>47. 本体工事</u></p> <p><u>48. 仮設工事</u></p> <p><u>49. 工事区域</u></p>	<h3 style="margin: 0;">第1章 総 則</h3> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 適 用</p> <p>2. 適用工事</p> <p>農業土木工事仕様書（以下「工事仕様書」という。）は、北海道開発局が発注するほ場整備工事、農用地造成工事、<u>農道工事</u>、水路トンネル工事、水路工事、<u>河川及び排水路工事</u>、管水路工事、畑かん施設工事、その他土木工事、コンクリートダム工事、フィルダム工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>22. 連絡</p> <p>連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなど<u>の署名または押印が不用な手段</u>により互いに知らせることをいう。</p> <p>なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>26. 書面</p> <p>書面とは、<u>手書き、印刷等による</u>工事打合せ簿等の工事帳票をいい、<u>発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、</u>情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた<u>工事帳票については、署名又は押印がなくても有効とする。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>〔追加〕</u></p> <p style="text-align: right;"><u>〔追加〕</u></p> <p><u>37. 工事検査</u></p> <p><u>38. 検査職員</u></p> <p><u>39. 同等以上の品質</u></p> <p><u>40. 工期</u></p> <p><u>41. 工事開始日</u></p> <p><u>42. 工事着手日</u></p> <p><u>43. 準備期間</u></p> <p><u>44. 工事</u></p> <p><u>45. 本体工事</u></p> <p><u>46. 仮設工事</u></p> <p><u>47. 工事区域</u></p>	<p>名称変更</p> <p>押印等の見直しに伴う規定の変更</p> <p>押印等の見直しに伴う規定の変更</p> <p>5-1-1 から編入</p> <p>5-1-1 から編入</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>50. 現場</p> <p>51. SI</p> <p>52. 現場発生品</p> <p>53. JIS規格</p> <p>1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>1. 図面原図の貸与</p> <p>受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。</p> <p>1-1-7 工事用地等の使用</p> <p>2. 用地の確保</p> <p>設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保しなければならない。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p>1-1-14 工事の一時中止</p> <p>3. 基本計画書の作成</p> <p>前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>1-1-17 支給材料及び貸与品</p> <p>5. 貸与機械の使用</p> <p>受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事中建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。</p> <p>6. 返還</p> <p>7. 修理等</p> <p>8. 流用の禁止</p> <p>9. 所有権</p>	<p>48. 現場</p> <p>49. SI</p> <p>50. 現場発生品</p> <p>51. JIS規格</p> <p>1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>1. 図面原図の貸与</p> <p>受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に契約図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。</p> <p>1-1-7 工事用地等の使用</p> <p>2. 用地の確保</p> <p>設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保しなければならない。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p>1-1-14 工事の一時中止</p> <p>3. 基本計画書の作成</p> <p>前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>1-1-17 支給材料及び貸与品</p> <p style="text-align: center;">〔追加〕</p> <p>5. 返還</p> <p>6. 修理等</p> <p>7. 流用の禁止</p> <p>8. 所有権</p>	<p>設計業務等共通仕様書と表現を統一</p> <p>構造物掘削等に伴う借地には、発注者の負担により借地する範囲もあることから規定に追記。</p> <p>工事の一時中止に伴う増加費用等の積算方法について(H28.3.14)及び本省版ガイドラインでは、「発注者に提出し協議する」と記載</p> <p>5-1-5 から編入</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>1-1-19 建設副産物</p> <p>6. 実施書の提出</p> <p>受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を<u>監督職員</u>に提出しなければならない。</p> <p>1-1-24 施工管理</p> <p><u>9. 品質記録台帳</u></p> <p><u>受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について北海道開発局が定める「建設材料の品質記録保存要領」(工事仕様書「付表」)に基づいて品質記録台帳を作成しなければならない。</u></p> <p>1-1-27 工事中の安全確保</p> <p>1. 安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p><u>2. 建設工事公衆災害防止対策要綱</u></p> <p><u>受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号、令和元年9月2日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。</u></p> <p>3. 支障行為等の防止</p> <p><u>4. 使用する建設機械</u></p> <p><u>受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。</u></p> <p>5. 周辺への支障防止</p> <p><u>6. 架空線等事故防止対策</u></p> <p><u>受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。</u></p> <p>7. 防災体制</p> <p>8. 第三者の立入り禁止措置</p> <p>9. 安全巡視</p> <p>10. 現場環境改善</p>	<p>1-1-19 建設副産物</p> <p>6. 実施書の提出</p> <p>受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を<u>発注者</u>に提出しなければならない。</p> <p>1-1-24 施工管理</p> <p style="text-align: right;">[追加]</p> <p>1-1-27 工事中の安全確保</p> <p>1. 安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2. 支障行為等の防止</p> <p style="text-align: right;">[追加]</p> <p>3. 周辺への支障防止</p> <p style="text-align: right;">[追加]</p> <p>4. 防災体制</p> <p>5. 第三者の立入り禁止措置</p> <p>6. 安全巡視</p> <p>7. 現場環境改善</p>	<p>実施書は「発注者に提出」と記載されているが、他項は「監督職員に提出」と記載されている</p> <p>5-1-11 から編入</p> <p>諸基準類の改定(予定)にともなう</p> <p>5-1-12 から編入</p> <p>5-1-12 から編入</p> <p>5-1-12 から編入</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>11. 定期安全研修・訓練等</p> <p>受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。<u>なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。</u></p> <p>12. 施工計画書</p> <p>13. 安全教育・訓練等の記録</p> <p>14. 関係機関との連絡</p> <p>15. 工事関係者の連絡会議</p> <p>16. 安全衛生協議会の設置</p> <p>17. 安全優先</p> <p>18. 災害発生時の応急処置</p> <p>19. 地下埋設物等の調査</p> <p>20. 不明の地下埋設物等の処置</p> <p>21. 地下埋設物件等損害時の措置</p> <p>1-1-31 環境対策</p> <p>6. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>受注者は工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、表1-1-1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成29年5月改正法律第41号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p>	<p>8. 定期安全研修・訓練等</p> <p>受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。 <u>〔追加〕</u></p> <p>9. 施工計画書</p> <p>10. 安全教育・訓練等の記録</p> <p>11. 関係機関との連絡</p> <p>12. 工事関係者の連絡会議</p> <p>13. 安全衛生協議会の設置</p> <p>14. 安全優先</p> <p>15. 災害発生時の応急処置</p> <p>16. 地下埋設物等の調査</p> <p>17. 不明の地下埋設物等の処置</p> <p>18. 地下埋設物件等損害時の措置</p> <p>1-1-31 環境対策</p> <p>6. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>受注者は工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、表1-1-1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成29年5月改正法律第41号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改正平成23年7月13日付国総環リ第1号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p>	<p>複数回に分けて実施できる規定の追記</p> <p>諸基準類の改定にともなう</p> <p>諸基準類の改定にともなう</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改 定 理 由								
<p>トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 1-1-2 排出ガス対策型機械（トンネル）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 種</th> <th style="width: 50%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-1-33 交通安全管理</p> <p>2. 施工計画書</p> <p style="color: red;">受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>3. 輸送災害の防止</p> <p>4. 交通安全等輸送計画</p> <p>5. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	機 種	備 考	トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<p>トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 1-1-2 排出ガス対策型機械（トンネル）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 種</th> <th style="width: 50%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-1-33 交通安全管理</p> <p style="text-align: center;">[追加]</p> <p>2. 輸送災害の防止</p> <p>3. 交通安全等輸送計画</p> <p>4. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成30年12月改正内閣府・国土交通省令第5号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	機 種	備 考	トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<p>JIS名称変更（ミキサ）</p> <p>5-1-13 から編入</p> <p>諸基準類の改定にともなう</p>
機 種	備 考									
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。									
機 種	備 考									
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。									

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>6. 工事用道路使用の責任</p> <p>7. 工事用道路共用時の処置</p> <p>8. <u>工事用道路の維持管理</u></p> <p style="color: red;">受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p> <p>9. 公衆交通の確保</p> <p>10. 水上輸送</p> <p>11. 作業区域の標示等</p> <p>12. 水中落下支障物の処置</p> <p>13. 作業船舶機械故障時の処理</p> <p>14. 通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和2年6月改正政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>15. 検定合格警備員の配置を必要とする路線</p> <p>16. 検定合格警備員の配置を必要とする路線以外</p> <p>1-1-35 諸法令の遵守</p> <p>1. 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。</p> <p>なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(4) 労働基準法 (令和2年3月改正 法律第14号)</p> <p>(8) 雇用保険法 (令和2年6月改正 法律第54号)</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法 (令和2年6月改正 法律第40号)</p> <p>(10) 健康保険法 (令和2年6月改正 法律第52号)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法 (令和2年6月改正 法律第40号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和2年3月改正 法律第14号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和元年12月改正 法律第63号)</p> <p>(14) 道路法 (令和2年6月改正 法律第49号)</p> <p>(15) 道路交通法 (令和2年6月改正 法律第52号)</p> <p>(16) 道路運送法 (令和2年6月改正 法律第36号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (令和2年3月改正 法律第5号)</p> <p>(22) 港湾法 (令和2年6月改正 法律第49号)</p>	<p>5. 工事用道路使用の責任</p> <p>6. 工事用道路共用時の処置</p> <p style="text-align: center;">[追加]</p> <p>7. 公衆交通の確保</p> <p>8. 水上輸送</p> <p>9. 作業区域の標示等</p> <p>10. 水中落下支障物の処置</p> <p>11. 作業船舶機械故障時の処理</p> <p>12. 通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和元年9月改正政令第109号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和元年6月改正法律第37号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>13. 検定合格警備員の配置を必要とする路線</p> <p>14. 検定合格警備員の配置を必要とする路線以外</p> <p>1-1-35 諸法令の遵守</p> <p>1. 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。</p> <p>なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(4) 労働基準法 (平成30年7月改正 法律第71号)</p> <p>(8) 雇用保険法 (平成30年7月改正 法律第71号)</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法 (平成30年5月改正 法律第31号)</p> <p>(10) 健康保険法 (令和元年5月改正 法律第9号)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法 (令和元年5月改正 法律第16号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (平成30年12月改正 法律第102号)</p> <p>(14) 道路法 (平成30年3月改正 法律第6号)</p> <p>(15) 道路交通法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(16) 道路運送法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(22) 港湾法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p>	<p>5-1-13 から編入</p> <p>諸法令の改正にともなう</p> <p>諸法令の改正にともなう</p> <p>諸法令の改正にともなう</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改 定 理 由	
(26) 航空法 (令和2年6月改正 法律第61号)	(26) 航空法 (令和元年6月改正 法律第38号)		
(28) 軌道法 (令和2年6月改正 法律第41号)	(28) 軌道法 (平成29年6月改正 法律第45号)		
(29) 森林法 (令和2年6月改正 法律第41号)	(29) 森林法 (平成30年6月改正 法律第35号)		
(32) 大気汚染防止法 (令和2年6月改正 法律第39号)	(32) 大気汚染防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)		
(38) 文化財保護法 (令和2年6月改正 法律第41号)	(38) 文化財保護法 (平成30年6月改正 法律第42号)		
(40) 電気事業法 (令和2年6月改正 法律第49号)	(40) 電気事業法 (平成30年6月改正 法律第41号)		
(43) 建築基準法 (令和2年6月改正 法律第43号)	(43) 建築基準法 (令和元年6月改正 法律第37号)		
(63) 厚生年金保険法 (令和2年6月改正 法律第40号)	(63) 厚生年金保険法 (平成30年7月改正 法律第71号)		
(68) 所得税法 (令和2年3月改正 法律第8号)	(68) 所得税法 (令和元年6月改正 法律第28号)		
(70) 船員保険法 (令和2年6月改正 法律第52号)	(70) 船員保険法 (令和元年5月改正 法律第9号)		
(71) 著作権法 (令和2年6月改正 法律第48号)	(71) 著作権法 (平成30年7月改正 法律第72号)		
(72) 電波法 (令和2年4月改正 法律第23号)	(72) 電波法 (令和元年6月改正 法律第23号)		
(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和2年6月改正 法律第42号)	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和元年6月改正 法律第20号)		
(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和2年3月改正 法律第14号)	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成29年6月改正 法律第45号)		
(75) 農薬取締法 (令和元年12月改正 法律第62号)	(75) 農薬取締法 (平成30年6月改正 法律第53号)		
(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和2年6月改正 法律第42号)	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成30年6月改正 法律第67号)		
1-1-38 工事測量	1-1-38 工事測量		5-1-14 から編入
<u>3. 仮設標識</u> <u>受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。</u>	<u>[追加]</u>		
<u>4. 工事用測量標の取扱い</u>	<u>3. 工事用測量標の取扱い</u>		
<u>5. 既存杭の保全</u>	<u>4. 既存杭の保全</u>		
<u>6. 水準測量・水深測量</u>	<u>5. 水準測量・水深測量</u>		

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改 定 理 由
<h3 style="margin: 0;">第2章 土 工</h3> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 (平成29年3月)</p>	<h3 style="margin: 0;">第2章 土 工</h3> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">国土交通省道路土工構造物技術基準 (平成27年3月)</p>	<p>諸法令の改正にともなう</p>
<h3 style="margin: 0;">第3章 無筋・鉄筋コンクリート</h3> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">土木学会鉄筋定着・継手指針 (令和2年3月)</p>	<h3 style="margin: 0;">第3章 無筋・鉄筋コンクリート</h3> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">土木学会鉄筋定着・継手指針 (平成19年8月)</p>	<p>諸法令の改正にともなう</p>
<p>第3節 レディーミクストコンクリート</p> <p>3-3-3 配 合</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。</p>	<p>第3節 レディーミクストコンクリート</p> <p>3-3-3 配 合</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。</p>	<p>諸法令の改正にともなう</p>
<p>第5節 現場練りコンクリート</p> <p>3-5-4 材料の計量及び練混ぜ</p> <p>2. 材料の計量</p> <p>(4)連続ミキサ二を使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。</p> <p>その計量値の許容差は、ミキサ二の容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表1-3-2計量値の許容差」の値以下とする。</p> <p>なお、受注者は、ミキサ二の種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。</p> <p>(6)受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。</p>	<p>第5節 現場練りコンクリート</p> <p>3-5-4 材料の計量及び練混ぜ</p> <p>2. 材料の計量</p> <p>(4)連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。</p> <p>その計量値の許容差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表1-3-2計量値の許容差」の値以下とする。</p> <p>なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。</p> <p>(6)受注者は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。</p>	<p>JIS名称変更（ミキサー）</p> <p>JIS名称変更（ミキサー）</p> <p>JIS名称変更（ミキサー）</p> <p>諸法令の改正にともなう</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>3-7-5 継 手</p> <p>3. 継手位置</p> <p>受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に互いにずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。</p> <p>継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されることを確認しなければならない。</p> <p>8. 機械式鉄筋継手</p> <p>(1) 機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月）」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督職員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>①使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。</p> <p>②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度はⅡ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。</p> <p>(2) 設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督職員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を三者会議等を利用し、設計者に確認した上で適用すること。</p> <p>3-10-2 施 工</p> <p>4. 材料投入順序の設定</p> <p>受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサに投入する順序を設定しなければならない。</p> <p>3-10-3 養 生</p> <p>5. 養生温度</p> <p>受注者は、養生温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-4の値以上とするのを標準とする。ただし、激しい気象を受けるコンクリートは、表1-3-4-1の圧縮強度が得られるまではコンクリートの温度を5℃以上に保つことを標準とする。</p>	<p>3-7-5 継 手</p> <p>3. 継手位置</p> <p>受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。</p> <p>継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されることを確認しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">〔追加〕</p> <p>3-10-2 施 工</p> <p>4. 材料投入順序の設定</p> <p>受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサに投入する順序を設定しなければならない。</p> <p>3-10-3 養 生</p> <p>5. 養生中のコンクリート温度</p> <p>受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-4の値以上とするのを標準とする。ただし、激しい気象を受けるコンクリートは、表1-3-4-1の圧縮強度が得られるまではコンクリートの温度を5℃以上に保つことを標準とする。</p>	<p>諸基準類の改定にともなう</p> <p>新規追加</p> <p>JIS名称変更（ミキサー）</p> <p>コンクリート標準示方書と用語を統一</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>第13節 水中不分離性コンクリート</p> <p>3-13-3 コンクリートの製造</p> <p>4. 練混ぜ</p> <p>(2)受注者は、強制練りバッチミキサ二を用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。</p> <p>(5)受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサ二にモルタルを附着させなければならない。</p> <p>5. ミキサ二、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理</p> <p>(1)受注者は、ミキサ二及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。</p> <p>3-14-2 施工機器</p> <p>1. 工機械</p> <p>(1)受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサ二を使用しなければならない。</p> <p>3-14-3 施 工</p> <p>5. 練混ぜ</p> <p>(1)受注者は、練混ぜをモルタルミキサ二で行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。</p> <p>(3)受注者は、モルタルミキサ二1バッチの練混ぜを、ミキサ二の定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければならない。</p> <p>3-16-4 練り混ぜ</p> <p>受注者は、モルタルの練り混ぜには、バッチミキサ二を用いなければならない。ただし、練り混ぜ作業前に監督職員の承諾を得た場合は、手練りが出来るものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 材 料</p> <p>第9節 瀝青材料</p> <p>4-9-3 再生用添加剤</p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年4月改正政令第148号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表4-27、表4-28、表4-29の規格に適合するものとする。</p>	<p>第13節 水中不分離性コンクリート</p> <p>3-13-3 コンクリートの製造</p> <p>4. 練混ぜ</p> <p>(2)受注者は、強制練りバッチミキサを用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。</p> <p>(5)受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサにモルタルを附着させなければならない。</p> <p>5. ミキサ、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理</p> <p>(1)受注者は、ミキサ及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。</p> <p>3-14-2 施工機器</p> <p>1. 工機械</p> <p>(1)受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサを使用しなければならない。</p> <p>3-14-3 施 工</p> <p>5. 練混ぜ</p> <p>(1)受注者は、練混ぜをモルタルミキサで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。</p> <p>(3)受注者は、モルタルミキサ1バッチの練混ぜを、ミキサの定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければならない。</p> <p>3-16-4 練り混ぜ</p> <p>受注者は、モルタルの練り混ぜには、バッチミキサを用いなければならない。ただし、練り混ぜ作業前に監督職員の承諾を得た場合は、手練りが出来るものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 材 料</p> <p>第9節 瀝青材料</p> <p>4-9-3 再生用添加剤</p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和元年6月改正政令第19号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表4-27、表4-28、表4-29の規格に適合するものとする。</p>	<p>JIS名称変更（ミキサー）</p> <p>JIS名称変更（ミキサー）</p> <p>JIS名称変更（ミキサー）</p> <p>JIS名称変更（ミキサー）</p> <p>JIS名称変更（ミキサー）</p> <p>JIS名称変更（ミキサー）</p> <p>JIS名称変更（ミキサー）</p> <p>JIS名称変更（ミキサー）</p> <p>JIS名称変更（ミキサー）</p> <p>諸法令の改正にともなう</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改 定 理 由												
<h3 style="margin: 0;">第5章 土木工事共通</h3> <h4 style="margin: 0;">第1節 総 則</h4> <p style="margin: 5px 0 0 20px;">[削除]</p> <p style="margin: 5px 0 0 20px;">[削除]</p> <p style="margin: 5px 0 0 20px;">[削除]</p> <p style="margin: 5px 0 0 20px;">[削除]</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">5-1-1 請負代金内訳書及び工事費構成書</p> <p style="margin: 5px 0 0 20px;">7. 請負代金内訳書の提出</p> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">受注者は、請負代金内訳書を電子データで作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">5-1-2 工 程 表</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">5-1-3 担当技術者(工事監督支援業務)</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">表 5-1 段階確認一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 40%;">細 別</th> <th style="width: 40%;">確 認 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 舗装工事・道路改良工事 <input type="checkbox"/>路盤工 <input type="checkbox"/>舗装工 </td> <td></td> <td style="text-align: center;">施工完了時</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin: 5px 0 0 20px;">[削除]</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">5-1-4 監督職員による確認及び立会等</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">5-1-5 数量の算出</p>	種 別	細 別	確 認 時 期	舗装工事・道路改良工事 <input type="checkbox"/> 路盤工 <input type="checkbox"/> 舗装工		施工完了時	<h3 style="margin: 0;">第5章 土木工事共通</h3> <h4 style="margin: 0;">第1節 総 則</h4> <p style="margin: 5px 0 0 20px;"><u>5-1-1 用語の定義</u></p> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">1. 一般事項</p> <p style="margin: 5px 0 0 60px;">土木工事にあつては、第1章 1-1-2 用語の定義の規定に加え以下の用語の定義に従うものとする</p> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">2. 段階確認</p> <p style="margin: 5px 0 0 60px;">段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。</p> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">3. 技術検査</p> <p style="margin: 5px 0 0 60px;">技術検査とは、北海道開発局工事技術検査実施要領（昭和43年8月24日北開局工第37号）に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">5-1-2 請負代金内訳書及び工事費構成書</p> <p style="margin: 5px 0 0 20px;">7. 請負代金内訳書の提出</p> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">受注者は、請負代金内訳書を監督職員へ提出する際には、紙で出力した請負代金内訳書に捺印したものの、及び入力済みの電子データが保存された電子媒体の両方を監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">5-1-3 工 程 表</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">5-1-4 担当技術者(工事監督支援業務)</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">表 5-1 段階確認一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 40%;">細 別</th> <th style="width: 40%;">確 認 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 農道工事 <input type="checkbox"/>路盤工 <input type="checkbox"/>舗装工 </td> <td></td> <td style="text-align: center;">施工完了時</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin: 10px 0 0 20px;"><u>5-1-5 支給材料及び貸与品</u></p> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">1. 適用規定</p> <p style="margin: 5px 0 0 60px;">土木工事にあつては、第1章 1-1-17 支給材料及び貸与品の規定に加え以下の規定による。</p> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">2. 貸与機械の使用</p> <p style="margin: 5px 0 0 60px;">受注者は、貸与機械の使用にあつては、別に定める「北海道開発局において船舶・機械を請負工事に使用する場合の事務処理要領」（平成7年2月16日北開局機第147号）によらなければならない。</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">5-1-6 監督職員による確認及び立会等</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">5-1-7 数量の算出</p>	種 別	細 別	確 認 時 期	農道工事 <input type="checkbox"/> 路盤工 <input type="checkbox"/> 舗装工		施工完了時	<p style="margin: 5px 0 0 0;">1-1-2 に移動 (削除)</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">1-1-2 に移動</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">1-1-2 に移動</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">紙と電子の二重提出の廃止。 電子契約システムの運用開始、押印等の見直しに伴う規定の変更</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">名称変更</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">1-1-17 に移動 (削除)</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">1-1-17 に移動</p>
種 別	細 別	確 認 時 期												
舗装工事・道路改良工事 <input type="checkbox"/> 路盤工 <input type="checkbox"/> 舗装工		施工完了時												
種 別	細 別	確 認 時 期												
農道工事 <input type="checkbox"/> 路盤工 <input type="checkbox"/> 舗装工		施工完了時												

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>5-1-6 品質証明</p> <p>5-1-7 工事完成図書の納品</p> <p>2. 工事完成図</p> <p>受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図について、原則として、電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法（監督職員の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法）で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すものとする。</p> <p>3. 工事管理台帳</p> <p>受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を台帳として記録した工事管理台帳について、原則として、電子成果品として作成しなければならない。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。</p> <p>4. 電子成果品</p> <p>受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて、原則として、電子成果品を作成及び納品しなければならない。</p> <p>なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル及びそれらの DTD ファイルは、「国土交通省 CALS/EC 電子納品に関する要領・基準サイト」(http://www.cals-ed.go.jp/index.html)において公開している「工事完成図書等に係わる DTD、XML 出力例」H22.9(H23.12.27 更新)を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。</p> <p>電子納品にあたっては、「北海道開発局における電子納品に関する手引き（案）【工事編】」を参考にし、監督職員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。</p> <p>5-1-8 技術検査</p> <p style="text-align: right; color: red;">〔削除〕</p> <p style="text-align: right; color: red;">〔削除〕</p>	<p>5-1-8 品質証明</p> <p>5-1-9 工事完成図書の納品</p> <p>2. 工事完成図</p> <p>受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法（監督職員の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法）で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すものとする。</p> <p>3. 工事管理台帳</p> <p>受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を台帳として記録した工事管理台帳を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。</p> <p>4. 電子成果品及び紙の成果品</p> <p>受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて電子成果品及び紙の成果品を作成及び納品しなければならない。</p> <p>なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル及びそれらの DTD ファイルは、「国土交通省 CALS/EC 電子納品に関する要領・基準サイト」(http://www.cals-ed.go.jp/index.html)において公開している「工事完成図書等に係わる DTD、XML 出力例」H22.9(H23.12.27 更新)を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。</p> <p>電子納品にあたっては、「北海道開発局における電子納品に関する手引き（案）【工事編】」を参考にし、監督職員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。</p> <p>5-1-10 技術検査</p> <p>5-1-11 施工管理</p> <p>1. 適用規定</p> <p style="text-align: center;"><u>土木工事にあつては、第1章 1-1-24 施工管理の規定に加え以下の規定による。</u></p> <p>2. 品質記録台帳</p> <p style="text-align: center;"><u>受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について北海道開発局が定める「建設材料の品質記録保存要領」(工事仕様書「付表」)に基づいて品質記録台帳を作成しなければならない。</u></p>	<p>紙と電子の二重提出の廃止</p> <p>紙と電子の二重提出の廃止</p> <p>紙と電子の二重提出の廃止</p> <p>1-1-24 に移動 (削除)</p> <p>1-1-24 に移動</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改 定 理 由
[削除]	<p>5-1-12 工事中の安全確保</p> <p>1. <u>適用規定</u> 土木工事にあつては、第1章 1-1-27 工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。</p>	1-1-27 に移動 (削除)
[削除]	<p>2. <u>建設工事公衆災害防止対策要綱</u> 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p>	1-1-27 に移動
[削除]	<p>3. <u>使用する建設機械</u> 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。</p>	1-1-27 に移動
[削除]	<p>4. <u>架空線等事故防止対策</u> 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。</p>	1-1-27 に移動
[削除]	<p>5-1-13 交通安全管理</p> <p>1. <u>適用規定</u> 土木工事にあつては、第1章 1-1-33 交通安全管理の規定に加え以下の規定による。</p>	1-1-33 に移動 (削除)
[削除]	<p>2. <u>工事用道路の維持管理</u> 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p>	1-1-33 に移動
[削除]	<p>3. <u>施工計画書</u> 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p>	1-1-33 に移動
[削除]	<p>5-1-14 工事測量</p> <p>1. <u>適用規定</u> 土木工事にあつては、第1章 1-1-38 工事測量の規定に加え以下の規定による。</p>	1-1-38 に移動 (削除)
[削除]	<p>2. <u>仮設標識</u> 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。</p>	1-1-38 に移動

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>5-4-18 沈 床 工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、粗朶沈床の施工については、連柴は梢を一方に向け径 15 cm を標準とし、緊結は長さおよそ 60 cm ごとに連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、<u>しゅろ</u> 縄等にて結束し、この間 2 ヶ所を二子縄等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだときに端にそれぞれ約 15 cm を残すようにしなければならない。</p> <p>13. 砂防ソイルセメント</p> <p>受注者は、砂防ソイルセメントの施工にあたって、設計図書において特に定めのない事項については、「砂防ソイルセメント施工便覧」（砂防・地すべり技術センター、平成 28 年 9 月）、現位置攪拌混合固化工法（ISM 工法）設計・施工マニュアル第 1 回改訂版（先端建設技術センターISM 工法研究会、平成 19 年 3 月）の規定による。</p> <p>なお、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>14. 吸出し防止材の施工</p>	<p>5-4-18 沈 床 工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、粗朶沈床の施工については、連柴は梢を一方に向け径 15 cm を標準とし、緊結は長さおよそ 60 cm ごとに連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、<u>シュロ</u> 縄等にて結束し、この間 2 ヶ所を二子縄等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだときに端にそれぞれ約 15 cm を残すようにしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">〔追加〕</p> <p>13. 吸出し防止材の施工</p>	<p>条文の追加</p>
<p>第 5 節 基 礎 工</p> <p>5-5-4 既製杭工</p> <p>21. 鋼管杭及びH鋼杭の現場継手</p> <p>既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヵ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者で<u>かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせ</u>なければならない。</p> <p>5-5-5 場所打杭工</p> <p>9. 鉄筋かごの建込み</p> <p>受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサを同一深さ位置に 4 ヶ所以上、深さ方向 3m 間隔程度で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して 500～700 mm の間隔で設置するものとする。</p>	<p>第 5 節 基 礎 工</p> <p>5-5-4 既製杭工</p> <p>21. 鋼管杭及びH鋼杭の現場継手</p> <p>既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヵ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。</p> <p>5-5-5 場所打杭工</p> <p>9. 鉄筋かごの建込み</p> <p>受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、<u>スペーサ</u>を同一深さ位置に 4 ヶ所以上、深さ方向 3m 間隔程度で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して 500～700 mm の間隔で設置するものとする。</p>	<p>道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編 P534 による</p> <p>コンクリート標準示方書と用語を統一（スペーサ）</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>5-5-9 鋼管矢板基礎工</p> <p>11. 鋼管矢板の溶接</p> <p>鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者で、<u>かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせ</u>なければならない。</p> <p>第7節 一般舗装工</p> <p>5-7-7 アスファルト舗装工</p> <p>4. 加熱アスファルト安定処理の規格</p> <p>受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。</p> <p>(5) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時（<u>出荷時</u>）の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。</p> <p>(22) 計量自記記録装置 開発局独自</p> <p>4) 連続式プラント</p> <p>連続式プラントは、本条第4項(22)バッチ式プラントの2)～3)のほか次の各号のものを有するものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">① 粒度調整装置 ② 同調装置 ③ <u>ミキサ</u></p> <p>ミキサ<u>二</u>は、二軸式バグミル型の連続式ミキサ<u>二</u>で、均一な所定の混合物を生産しうるものでなければならない。</p> <p>5-7-11 グースアスファルト舗装工</p> <p>9. 設計アスファルト量の決定</p> <p>設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。</p> <p>(2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリユエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の<u>質量</u>などにより現場での施工法に差がでるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。</p> <p>11. 混合物の製造</p> <p>混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。</p> <p>(2) ミキサ<u>二</u>排出時の混合物の温度は、180～220℃とする。</p>	<p>5-5-9 鋼管矢板基礎工</p> <p>11. 鋼管矢板の溶接</p> <p>鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。</p> <p>第7節 一般舗装工</p> <p>5-7-7 アスファルト舗装工</p> <p>4. 加熱アスファルト安定処理の規格</p> <p>受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。</p> <p>(5) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。</p> <p>(22) 計量自記記録装置 開発局独自</p> <p>4) 連続式プラント</p> <p>連続式プラントは、本条第4項(22)バッチ式プラントの2)～3)のほか次の各号のものを有するものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">① 粒度調整装置 ② 同調装置 ③ ミキサ</p> <p>ミキサは、二軸式バグミル型の連続式ミキサで、均一な所定の混合物を生産しうるものでなければならない。</p> <p>5-7-11 グースアスファルト舗装工</p> <p>9. 設計アスファルト量の決定</p> <p>設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。</p> <p>(2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリユエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の<u>重量</u>などにより現場での施工法に差がでるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。</p> <p>11. 混合物の製造</p> <p>混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。</p> <p>(2) ミキサ排出時の混合物の温度は、180～220℃とする。</p>	<p>道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編 P534による</p> <p>アスファルトプラントからの配合計画書には排出温度の記載が無く、出荷温度が記載されていることがほとんどである。排出温度は出荷温度と同じとして運用している実態である。</p> <p>(H22.1アスファルト舗装工事共通仕様書 P118, 119)</p> <p>JIS名称変更（ミキサー）</p> <p>JIS名称変更（ミキサー）</p> <p>諸基準類の改定にともなう</p> <p>JIS名称変更（ミキサー）</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>5-7-12 コンクリート舗装工</p> <p>4. 加熱アスファルト安定処理の規定 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。</p> <p>(5)受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時(出荷時)の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は、承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。</p> <p>8. コンクリート舗装の規定 受注者は、コンクリート舗装の練りませ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(1)受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りませには、強制練りミキサー又は可傾式ミキサーを使用しなければならない。</p> <p>13. 転圧コンクリート舗装の規定 受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。</p> <p>(7)受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練りませ用ミキサーとして、2軸パグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサーを使用しなければならない。</p> <p>第11節 仮設工</p> <p>5-11-15 コンクリート製造設備工</p> <p>2. コンクリートの練りませ 受注者は、コンクリートの練りませにおいてはバッチミキサーを用いなければならない。</p> <p>第13節 工場製作工(共通)</p> <p>5-13-2 材 料</p> <p>7. 工場塗装工の材料 工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(5)受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは亜鉛粉末製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。<u>工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。</u></p> <p>第17節 植栽維持工</p> <p>5-17-2 材 料</p> <p>1. 一般事項 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。</p> <p>なお、薬剤については農業取締法(令和元年12月改正法律第62号)に基づくものでなければならない。</p>	<p>5-7-12 コンクリート舗装工</p> <p>4. 加熱アスファルト安定処理の規定 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。</p> <p>(5)受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督職員に承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。</p> <p>8. コンクリート舗装の規定 受注者は、コンクリート舗装の練りませ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(1)受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りませには、強制練りミキサー又は可傾式ミキサーを使用しなければならない。</p> <p>13. 転圧コンクリート舗装の規定 受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。</p> <p>(7)受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練りませ用ミキサーとして、2軸パグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサーを使用しなければならない。</p> <p>第11節 仮設工</p> <p>5-11-15 コンクリート製造設備工</p> <p>2. コンクリートの練りませ 受注者は、コンクリートの練りませにおいてはバッチミキサーを用いなければならない。</p> <p>第13節 工場製作工(共通)</p> <p>5-13-2 材 料</p> <p>7. 工場塗装工の材料 工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(5)受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは亜鉛粉末製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。</p> <p>第17節 植栽維持工</p> <p>5-17-2 材 料</p> <p>1. 一般事項 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。</p> <p>なお、薬剤については農業取締法(平成30年6月改正法律第53号)に基づくものでなければならない。</p>	<p>アスファルトプラントからの配合計画書には排出温度の記載が無く、出荷温度が記載されていることがほとんどである。排出温度は出荷温度と同じとして運用している実態である。</p> <p>(H22.1アスファルト舗装工事共通仕様書 P118, 119)</p> <p>JIS 名称変更 (ミキサー)</p> <p>JIS 名称変更 (ミキサー)</p> <p>JIS 名称変更 (ミキサー)</p> <p>JIS 名称変更 (ミキサー)</p> <p>JIS 名称変更 (ミキサー)</p> <p>鋼道路橋防食便覧 H26.3 に基づき有効期限を超えた際の扱いについて追記</p> <p>諸法令の改正にともなう</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>5-17-3 樹木・芝生管理工</p> <p>2. 剪定の施工</p> <p>受注者は、剪定の施工に<u>あたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について（厚生労働省令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行なわなければならない。</u></p> <p><u>なお、剪定形式について監督職員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。</u></p> <p>15. 幹巻き</p> <p>受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄または<u>しゅろ</u>縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。</p> <p>16. 支柱の設置</p> <p>受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻き<u>しゅろ</u>縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。</p> <p>第18節 床版工</p> <p>5-18-2 床版工</p> <p>1. 鉄筋コンクリート床版</p> <p>鉄筋コンクリート床版については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(4)受注者は、スペーサについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。</p> <p>なお、それ以外のスペーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スペーサは、1㎡あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。</p> <p style="text-align: center;">第8章 管水路</p> <p>第1節 管水路</p> <p>8-1-3 一般事項</p> <p>2. 布設接合</p> <p>(18)スペーサは、次のスペーサ用ゴム版を標準とし、施工に先立ち接着するものとする。</p>	<p>5-17-3 樹木・芝生管理工</p> <p>2. 剪定の施工</p> <p>受注者は、剪定の施工について<u>は</u>、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行なわなければならない。なお、剪定形式について監督職員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。</p> <p>15. 幹巻き</p> <p>受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄または<u>シュロ</u>縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。</p> <p>16. 支柱の設置</p> <p>受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻き<u>シュロ</u>縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。</p> <p>第18節 床版工</p> <p>5-18-2 床版工</p> <p>1. 鉄筋コンクリート床版</p> <p>鉄筋コンクリート床版については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(4)受注者は、スペーサ<u>二</u>については、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。</p> <p>なお、それ以外のスペーサ<u>二</u>を使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スペーサ<u>二</u>は、1㎡あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。</p> <p style="text-align: center;">第8章 管水路</p> <p>第1節 管水路</p> <p>8-1-3 一般事項</p> <p>2. 布設接合</p> <p>(18) スペーサ<u>二</u>は、次のスペーサ<u>二</u>用ゴム版を標準とし、施工に先立ち接着するものとする。</p>	<p>「基発0131第1号 令和2年1月31日」付の改定にともなう</p> <p>コンクリート標準示方書と用語を統一（スペーサ）</p> <p>コンクリート標準示方書と用語を統一（スペーサ）</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>(8) 付着物の除去</p> <p>受注者は、コンクリートの打込み作業開始前及び打込み作業終了後にはミキサ二を清掃し、ミキサ二内に付着したコンクリート及び雑物を除去しなければならない。</p> <h3 style="text-align: center;">第10章 コンクリート橋上部</h3> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (令和2年9月)</p> <p style="text-align: center;">日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (令和2年9月)</p> <p>第3節 工場製作工</p> <p>10-3-1 一般事項</p> <p>2. 施工計画書</p> <p>受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合、または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部の記載を省略することができる。</p> <h3 style="text-align: center;">第11章 鋼橋上部</h3> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)</p> <h3 style="text-align: center;">第12章 橋梁下部</h3> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)</p> <p style="text-align: center;">日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)</p> <p style="text-align: center;">日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月)</p>	<p>(8) 付着物の除去</p> <p>受注者は、コンクリートの打込み作業開始前及び打込み作業終了後にはミキサを清掃し、ミキサ内に付着したコンクリート及び雑物を除去しなければならない。</p> <h3 style="text-align: center;">第10章 コンクリート橋上部</h3> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月)</p> <p style="text-align: center;">日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (平成10年1月)</p> <p>第3節 工場製作工</p> <p>10-3-1 一般事項</p> <p>2. 施工計画書</p> <p>受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合、または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができる。</p> <h3 style="text-align: center;">第11章 鋼橋上部</h3> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)</p> <h3 style="text-align: center;">第12章 橋梁下部</h3> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)</p> <p style="text-align: center;">日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月)</p> <p style="text-align: center;">日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月)</p>	<p>JIS名称変更（ミキサー）</p> <p>諸基準類の改定にともなう</p> <p>諸基準類の改定にともなう</p> <p>解釈の追記</p> <p>諸基準類の改定にともなう</p> <p>諸基準類の改定にともなう</p> <p>諸基準類の改定にともなう</p> <p>諸基準類の改定にともなう</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改 定 理 由
<p>第8節 鋼製橋脚工</p> <p>12-8-9 橋脚フーチング工</p> <p>4. 適用規定</p> <p>受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、令和2年9月）による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。</p> <p>12-8-11 現場継手工</p> <p>2. 適用規定（2）</p> <p>受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章施工」（日本道路協会、平成29年11月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、令和2年9月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第22章 植 栽</p> <p>22-1-2 植 栽 工</p> <p>10. 受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。</p> <p>13. 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、しゅろ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。</p> <p>14. 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。</p> <p>22. 支柱</p> <p>(3) 丸太と樹幹の結束部分は、杉皮（又は人工品）を巻き、しゅろ縄にて結束する。</p> <p>(4) 結束は、鉄線、しゅろ縄とも動かないように堅固にするとともに、結束部を見ばえ良く危険のないようにするものとする。</p>	<p>第8節 鋼製橋脚工</p> <p>12-8-9 橋脚フーチング工</p> <p>4. 適用規定</p> <p>受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、平成27年3月）による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。</p> <p>12-8-11 現場継手工</p> <p>2. 適用規定（2）</p> <p>受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章施工」（日本道路協会、平成29年11月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、平成27年3月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第22章 植 栽</p> <p>22-1-2 植 栽 工</p> <p>10. 受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。</p> <p>13. 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、しゅろ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。</p> <p>14. 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。</p> <p>22. 支柱</p> <p>(3) 丸太と樹幹の結束部分は、杉皮（又は人工品）を巻き、しゅろ縄にて結束する。</p> <p>(4) 結束は、鉄線、しゅろ縄とも動かないように堅固にするとともに、結束部を見ばえ良く危険のないようにするものとする。</p>	<p>諸基準類の改定にともなう</p> <p>諸基準類の改定にともなう</p>